

令和3年度

動物実験等に関する自己点検・評価報告書

熊本大学

令和4年10月

※16 施設から提出された自己点検票により、以下のとおり評価する。

1. 飼養保管の方法

- (1) 適切な給餌・給水が実施されている。
- (2) 動物の生理、生態、習性等に応じ、必要な健康の管理がなされている。
- (3) 動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保は行われている。
- (4) 実験目的以外の傷害や疾病の発生予防措置、発生時の治療等は実施されている。
- (5) 動物の導入時に検疫（書面検疫を含む）、隔離飼育等を実施している。
- (6) 飼育環境への順化、順応を図っている。
- (7) 異種動物の同一飼育室での飼育、複数個体の同一ケージでの飼育の際、組合せに配慮している。

2. 施設の構造等

- (1) 飼育ケージは、動物が自然な姿勢で日常的な動作を行える大きさを有している。
- (2) 飼育室の温度、湿度、換気、照度は、動物に過度のストレスのかからない範囲にある。
- (3) 飼育室、飼育装置等の床、内壁、天井は清掃や衛生状態の維持が容易な構造を有している。
- (4) 突起物、穴、くぼみ、斜面等で動物が傷害を受けるおそれはない。

3. 教育訓練

- (1) 飼養保管の方法、廃棄物処理の方法、逸走時や緊急時の対応、その他の飼養保管施設での具体的な作業手順等を記載したマニュアル等が整備されている。
- (2) 飼養保管マニュアル等による飼養者への教育は実施されている。

4. 生活環境の保全

- (1) 動物死体および汚物の保管、処理は適切に行われている。
- (2) 施設は常に清潔に保たれている。
- (3) 悪臭、騒音、害虫等の発生により、施設周辺からの苦情はない。

5. 危害等の防止

- (1) 飼育室や飼育装置は、動物が逸走しない構造及び強度を有している。
- (2) 関係者に、動物に由来する微生物感染、アレルギー、怪我に対する防護措置（隔離飼育装置の設置、マスク、グローブ、ゴーグル等の着用等）を採っている。
- (3) 動物の数及び状態の確認のため、日常的な管理、点検、巡回等を実施している。

- (4) 動物による危害防止に必要な情報（動物の取り扱いや実験に伴う病原体や有害化学物質等に関する情報）の保有が共有されている。
- (5) 実験に無関係な者の立入制限を行っている。
- (6) 有毒動物（毒へび等）を飼養保管する場合には、抗毒素血清等の救急医薬品の準備や医師による救急措置体制の整備が必要だが、本学では有害動物を飼養保管していないため該当なし。
- (7) 動物の逸走に備えた捕獲器具は備えられている。
- (8) 人に危害を及ぼすおそれや環境保全上の問題のある実験動物（特定動物、特定外来生物、遺伝子組換え動物等）が施設外へ逸走した場合の連絡先が明確になっている。
- (9) 地震や火災発生時の緊急対応措置の計画は整備されている。
- (10) 人と動物の共通感染症に関する知識の習得、情報の収集は行われている。
- (11) 人と動物の共通感染症が発生した場合の学内連絡先は明確になっている。

6. 記録管理

- (1) 動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳等が整備されている。
- (2) 人に危害を及ぼすおそれのある実験動物（特定動物、危険な特定外来生物等）には、個体識別措置を講じる必要があるが、本学では人に危害を及ぼすおそれのある実験動物を飼養保管していないため該当なし。

7. 輸送

- (1) 動物の輸送に際し、動物の健康及び安全、人への危害防止の点で問題は生じていない。

8. その他

特になし。